

平成21年 第5回

教育委員会定例会会議録

平成21年5月12日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2281号

平成21年第5回定例会

日 時 平成21年5月12日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

第1 会議録の承認

- 第2273号 第1回臨時会(21年1月27日開催)
- 第2273号 第1回臨時会(秘密会)(21年1月27日開催)
- 第2274号 第2回定例会(21年2月10日開催)
- 第2275号 第2回臨時会(21年2月24日開催)
- 第2275号 第2回臨時会(秘密会)(21年2月24日開催)

第2 審議事項

- 1 議案第25号 契約の承認について(気象庁虎ノ門庁舎(仮称)・港区立教育センター整備等事業)
- 2 議案第26号 ちゅう房機器の購入について

第3 教育長報告事項

- 1 田町駅東口北地区公共公益施設基本計画について
- 2 芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の開設期間変更について
- 3 オリンピックムーブメントの実績について
- 4 生涯学習推進課の5月事業予定について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 図書館・郷土資料館の4月行事实績と5月行事予定について
- 7 教科書採択について
- 8 5月指導室事業予定について
- 9 平成20年度港区立幼稚園、小学校及び中学校卒業生等の進路状況について

「開 会」

○小島委員長 おはようございます。

平成21年第5回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 それでは、早速日程に入ります。

本日の署名委員は、澤委員にお願いいたします。

## 第1 会議録の承認

第2273号 第1回臨時会（21年1月27日開催）

第2273号 第1回臨時会（秘密会）（21年1月27日開催）

第2274号 第2回定例会（21年2月10日開催）

第2275号 第2回臨時会（21年2月24日開催）

第2275号 第2回臨時会（秘密会）（21年2月24日開催）

○小島委員長 まず日程の第1ですが、会議録の承認、第2273号、21年1月27日開催、第1回臨時会。続きまして、第2273号、21年1月27日開催、第1回臨時会。秘密会です。それから、第2274号、21年2月10日開催、第2回定例会。第2275号、21年2月24日開催、第2回臨時会。第2275号、21年2月24日開催、第2回臨時会。これは秘密会です。以上ですが、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、承認ということにさせていただきます。

## 第2 審議事項

### 1 議案第25号 契約の承認について（気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業）

○小島委員長 続きまして、日程第2、審議事項に入ります。

まず第1番目、議案第25号ですが、平成21年第2回港区議会定例会に提出予定案件であります。議案第25号、契約の承認について。気象庁虎ノ門庁舎（仮称）、それから港区立教育センター整備事業、新教育センターの整備検討状況につきまして何度か報告を受けておりますが、今回は議案として教育委員会で審議することとなります。

それでは、教育政策担当課長、お願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、ただいま議案となりました審議事項につきましてご説明申し上げます。

この案件は契約の承認についてということございまして、気象庁虎ノ門庁舎（仮称）、それから港区立教育センター整備等事業の契約に関する承認を議案として議会に提出する必要がありますの

で、教育委員会にお諮りしているものでございます。

その内容でございますが、次ページ以降の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、港区立の教育センターの整備につきましては、旧鞆絵小跡地に気象庁の庁舎と合築をする形で整備をするということで、これまでもたびたびご報告申し上げてまいりました。その整備手法といたしまして、国の庁舎の整備と一緒にやるということで、この事業の推進に関しましては、国が関係者を代表して事業の推進を進めるということになってございまして、国の方はPFIという手法で整備をするということを予定して、今現在、手続を進めてございます。区の建物を一体として整備する関係上、国と全く違う整備手法で整備をするということは困難でございますので、それとPFIという手法は区にとっても決してメリットがないわけではございませんので、国と一緒にPFIという手法で、整備していくということにしております。

そのPFIの手続の中で、区が本来整備すべき予定の教育センターの部分を、国に整備及びその一連の手続を委託する必要があるございまして、国との間で受委託契約を結ぶ必要があるございまして、議会の議決を必要とするということにされておりますので、議案として提出するものでございます。

それでは、教育センターについてご説明申し上げます。

まず1番、2番、3番、最初のページにつきましては、これまでもご説明させていただいたところを整理したものでございます。

4番の教育センターの整備の概要でございます。内容につきましては、これまでもご報告をさせていただいたものと重複いたしますが、1点だけ変更点がございまして、ご説明をさせていただきます。

(6) 建築概要でございます。所有形態は区分所有、それから、全体床面積は約3万9,000㎡、これは変わりませんが、区所有床面積、これが新教育センターの部分に当たるわけでございますが、これまでの報告では約5,000㎡という形で報告をさせていただきましたが、これを約4,000㎡という形で変更をさせていただいております。これは従来、教育センターの規模として5,000㎡程度必要であろうということを前提に検討を進めてまいりましたが、昨年来の世界的な経済危機等を受けまして、全庁的に今後整備する予定の施設のあり方について、より精査をして、可能な限り縮小、圧縮に努めるという考え方が示されてございます。その中で教育センターにつきましても種々検討あるいは精査をした中で、4,000㎡程度確保できれば、予定している新しい教育センターの諸機能、これは十分に確保できるということで4,000㎡に圧縮するという形にさせていただいたものでございます。

あと(8)の教育センターの概要の部分で、建物規模、あるいは教育センターの入居のフロア等が示されてございますけれども、これは現時点では、あくまでもモデル的な建物規模、あるいは配置ということでご理解いただければと思います。実際に全体の建物がどういう形状になって教育センターがどこの部分に入るかということは、このPFI法に基づいてPFIの事業者が決定された以降、その設計の段階でPFI事業者、区、それから気象庁、この関係者が協議をする中で、実際

のレイアウト等が決まってくる部分がございますので、現時点ではあくまでモデル的な位置づけということでご理解いただきたいと思ひます。

3 ページ、機能等については、これまでご説明してきたとおりでございます。

(9) の事業費でございますが、平成 21 年度から平成 35 年度までとなっております。建物の整備に約 5 年必要といたします。その後 10 年間の維持管理も含めているということでご理解いただきたいと思ひます。平成 21 年度の債務負担行為額が 26 億 9,000 万円になってございますが、これは平成 21 年度予算におきまして、将来にわたる負担も含めて債務負担行為という形で、予算で定めた金額でございます。言ってみれば、これを上限額とするという、そういった趣旨の金額とご理解いただければと思ひます。内訳は施設整備にかかる費用が 21 億 6,900 万円余、維持管理・運営費が 5 億 2,400 万円余でございます。

5 番目の国との受委託契約の概要でございます。先ほど説明いたしましたように、この事業を進めるに当たっては、区が国に PFI 事業者の選定であるとか、その後のこの事業の管理監督、こういったものを国に委託をするという必要が出てまいります。その関係で国との受委託契約を結びます。その内容でございます。

名称はそこにあるとおりです。契約の締結者は港区長と国土交通省関東地方整備局長になります。若干説明が必要かと思ひますが、本来、気象庁の庁舎と港区の教育センターを整備する事業ですので、相手方は気象庁になるのではないかとということにご理解される部分がございますが、実は国の庁舎は国土交通省が整備等を担当することになってございます。その関係で気象庁ではなくて、相手方は実際に整備を担当いたします国土交通省の関東地方整備局になります。その局長、トップと区長が契約を締結するということでございます。

それから、契約金額でございますが、21 億 7,300 万円余でございます。この内訳は、先ほどご説明いたしました施設整備に係る費用の 21 億 6,900 万円余と、この事務を国に委託する関係で、事務費相当分を国に払う必要がございます。それが約 400 万円余、この金額を合わせた金額で契約をするということでございます。

目的は、そこに示してあるとおり、この事業を円滑に実施するために代表者を決めて、その代表者のもとで進めるのがいいということで国を代表として進めるということでございます。

それから、主な内容でございます。資料にございますとおり、新教育センター等の設計、建設及び工事監理を実施する民間事業者の選定、それから、新教育センター施設整備の積算であるとか、次のページでございますけれども、工事監理を実施する民間事業者の選定並びに協定、及び事業契約の締結、事業者とのさまざまな事務手続、それから、業務完了後の検査、建物検査等でございます。こういった部分を国がやりますよということでございます。

先ほど申し上げました金額の中で事務費相当分 400 万円余でございますけれども、これは国に払います。施設整備費、これにつきましては民間事業者の方に完成時に一括して払います。そういった内容になります。また、事務費相当分は施設整備が完了して引き渡しが行われるまで国に払う必要がございますので、その間国に支払いますよということでございます。

その他、そこにごございますとおり、この事業を進めるに当たって必要な、あるいは受委託契約の

内容を履行するに当たって必要なさまざまな部分について定めてございます。

P F I 事業のスケジュールでございます。今後の予定も含めてでございますけれども、去る4月2日に、そこがございますとおり、港区と国土交通省関東地方整備局及び気象庁の三者で基本的事項を定めた協定書を締結してございます。この資料は概要が別紙にございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それから、その協定書を締結した翌日でございますが、4月3日に国の方で関係者を代表して実施方針を公表してございます。この実施方針につきましても資料として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。かなり内容が多岐にわたりますので説明は省略をさせていただきます。

平成21年6月以降、以下が予定になりますけれども、代表者の国の方でこれを特定事業として選定、及びそのことを公表いたします。特定事業というのは、P F I 法に定められて、この事業をP F I 法に基づいてやりますよということを定めるということでございますが、その選定及び公表を行います。7月に区と国の間で受委託契約を締結いたします。それを受けまして国の方で入札公告を行います。ここで初めてP F I 事業者の募集をするということになります。今年の12月に民間事業者を決定いたしまして、その後、この民間事業者と基本協定を国と請負事業者で結びます。

その後でございますけれども、港区と国、それからP F I 事業者、この三者で三者の覚書を締結いたします。その後で国と事業者が事業契約を締結すると。あわせまして港区はP F I 事業者と維持管理等の委託契約を結びます。完成した後の維持管理等の委託契約ですね、これを結ぶということになります。

これら一連の手続が終了後、P F I 事業が着手ということになります。これ以降は通常の建物の整備と変わることはございません。P F I 事業者が基本設計、実施設計、さらに実際の工事をするということになります。建物の完成は平成25年9月末を予定してございます。この時点で引き渡しをします。それ以降、先ほど来ご説明しておりますとおり、維持管理部門もP F I に含めてございますので、P F I 事業そのものが平成36年3月まで続きます。この3月31日付をもってこの事業が完了する、終了するということになります。

以下の部分は、本事業の関係者が非常に多くて、それらの相互関係及びどのような関係協定や契約を結ぶのかというのが、ちょっと複雑でございますので、それをできる限りわかりやすく図示したものでございます。

一番左側に事業協定、それから受託契約とございますけれども、事業協定というのは、4月2日に結んだ協定書のことでございます。②の受託契約、これが今までご説明してまいりました国との受委託契約でございます。

以降ちょっと説明を省略させていただきますけれども、P F I 事業者等との間で三者覚書、事業契約、そのほか管理委託の契約、こういったものを結ぶという感じになってございます。

事業協定につきましては、先ほどご説明いたしました。業務要求水準書というのは、この事業を進めるに当たって施設規模あるいは機能等について一定の条件を示す必要がございますので、こういった水準のものを求めますよといった内容をまとめて公表するというものでございます。

それから、受委託契約、先ほど来ご説明しているとおりでございます。

三者覚書、港区維持管理等委託契約、事業契約、これら全てここに記載のとおりでございます。

P F I 事業における特定事業選定とV F M、これは先ほど来触れました特定事業の選定という過程で必要になる手続きございまして、P F I を事業で実施するためにはV F M、いわゆるバリュー・フォー・マネーという投資するお金に対して最も価値の高いサービスを提供するという意味でございますけれども、これが見込める場合にP F I として事業を進めるということになってございますので、この辺の算定をいたします。

それから、最後9番目の教育センター整備のイメージは、P F I でこの事業を進めるとはいえ、全てをP F I 事業に含めるわけではございませんので、その辺を説明したものとご理解いただければと思います。表の左側、網かけになっている部分がP F I 事業に含むものでございます。内容は建物の建設、建設後の維持管理、それから庁舎運営、建物全体の、例えば警備であるとか、建物全体の受け付け、こういった運営部分、ここはP F I 事業に含めます。

一方、P F I 事業に含まないもの、右側に整理をしておりますけれども、教育センターの機能であります相談センター、あるいはカリキュラムセンター、あるいは体験学習センター、これらの運営、これはP F I には含みません。ということは、区が責任を持って行うということでございます。並びに体験学習センターに設置するさまざまな機器、あるいは設備、ここの部分につきましても、P F I 事業に含めない。ということは、P F I 事業者には任せない。区でもって区の責任において機器の購入、あるいは設備の整備を施しますよと、そういったことでございます。

ちょっと説明が長くなりましたが、こういった形ですすめていきます。以降、資料につきましては、折に触れて若干説明をしておりますが、ちょっと詳細な説明は省略をさせていただきます。後ほどご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの教育政策担当課長のご説明に対して、何かご質問ご意見等はございますでしょうか。

○澤委員 いずれにしても、今、教育政策担当課長から説明がありましたように、従来の3, 300㎡ぐらいから広がって、いいものができるかと期待しておりましたけれども、5, 000㎡が不況等の影響で4, 000㎡になった。ただし、全体の床面積は変わらないというお話だと、減った1, 000㎡は国が持つという、国に返すというか、どうなるのでしょうか。当初は5, 000㎡で予定していたものを、うちは1, 000㎡少なくともいいよという、国はそれでオーケーという話になっているわけですか。

○教育政策担当課長 実は先ほどちょっと触れました全体の3万9, 000㎡、これは旧鞆絵小学校跡地で整備できる建物の延べ床面積の上限と考えてください。当面、上限という形を前提にしてございますけれども、実際には気象庁の方で庁舎として必要とする面積等は、気象庁独自に、いわゆる要求水準という形でまとめてございます。

それから、それぞれこの数字には全て約という言葉の冒頭でつけさせていただいているのは、実際の面積はP F I 事業者が決まって以降、関係者が協議を進める中で実際に設計をしてみて初めて固まってまいります。その設計の細部が、先ほど言った港区の教育センターをどのフロアにどうい



う形で配置をするか、そういった部分も含めて詳細な検討をしてみませんかと詳細な面積が出てまいりませんので、その設計が終わった段階で初めて、ある意味では正確な面積が出てきます。ですので、この約4,000㎡というのは前後の増減があるということでご理解いただければと思います。

○澤委員 関連して。当初、教育委員会としては5,000㎡程度必要ということで、それが4,000㎡になったというのは、その1,000㎡というのは、どこが減ったのか。ちょっと前の全体が頭に入っていないくて、よくわからないのですけれども、1,000㎡はどこが減ったということになるのですか。

○教育政策担当課長 新しい教育センターで必要とする機能、もしくは整備をする予定の機能については変更ございません。あえて言えば、当初それぞれの機能の面積をかなり広く見ていた部分を精査した結果、当初予定よりも若干縮めても十分その機能が果たせるというように判断した結果、少しずつ小さくなって、その積み重ねが約1,000㎡になったということでご理解いただければと思います。

○澤委員 ほかの機能を落としたのではなくて、それぞれの機能のところを若干なるべく、必要最小限かどうかはともかく、それぞれが少しずつ小さくなったと、そういうことですか。簡単に言えば。

○小島委員長 関連してですが、今まで教育委員会で、いろいろな完成予定図、図面等が出て、いろいろ検討してきたので、それで教育センターの機能としては大体こういうものがこの程度必要ではないかということで議論をしてきたわけです。それがここで突然1,000㎡減って、なおかつ予定している目的の機能は落ちないということなのですが、ただそれだけの説明で機能は落ちないと言われても、はい、そうですかというわけにもいかない面がなきにしもあらずです。例えばこの部分はこうだからこれぐらいいいのだと、そういう積み重ねで1,000㎡ぐらい減少するのだというなら分かるのですが。相談センター機能としては今までこれだけの平米で見積もったけれども、これがこういうことだから、この程度でいいのだと、何か一つぐらい具体的に説明はありませんか。

○学校施設計画担当課長 当初からご提示していた図面も積み上げると4,000㎡強の状態だったのです。ただ、5,000㎡と申し上げていたのは、区分所有になりますので、法律上共用部分が全部その部分で按分される可能性があります。自ら使う部分以外に共用部分が按分されてしまいますと見かけ上ふえてしまうのではないかとこのをちょっと見込んでいたものですから、実面積は4,000㎡から4,200㎡程度だったのですが、増える可能性が、最後に区分所有でそういう分けた場合、数値上減る可能性があるかもしれないと。それで5,000㎡と申し上げておりました。図面が変わったわけではなくて、当初からの図面で検討したということです。

○小島委員長 そうすると共有部分は、例えば廊下とか、今までは区の専用部分に入っていたのだらうと思うのです。それが今の考えだと、共有になる可能性があるということですか。

○学校施設計画担当課長 変わってくるのは、上の階は気象庁しか使いませんので、明らかに気象庁のものなのですが、縦方向の、例えばエレベーターシャフトですとか配管のスペースですとか、こういうものは直接人が入るわけではありませんが、床面にカウントされます。そこは持ち分にに応じて、使う、使わないにかかわらず、ある種問答無用で配って終わってしまうということがありま

すので、そういう意味ではネットの部分、つまり完全に使える所有する部分が4,000から6,000㎡、今の図面でもそうになっていますし、後は最後に所有分を整理するときに、そういった建物でも目に見えない部分、シャフトの部分ですとか、エレベーターとか、配管が通っているとか、そういう部分が最終的には持ち分比率で全部きちんとわけることになりますので、ネットプラスアルファに数値上はなる可能性があるというものです。

○小島委員長 当初の見積りは4,000㎡ちょっとで、あとはそういう予測しないようなものもあるかもしれないということで5,000㎡と。計算上約5,000㎡ということだったということですか。

○学校施設設計画担当課長 計算できない部分はまだありますので。我々、正直、気象庁の方が、はっきりどういう形になるかというのを正確につかんでいませんので。

○小島委員長 例えばプラネタリウム部分がありますよね。プラネタリウムというのはおおよそこの広さで、そのプラネタリウムが機能するためにはこのくらいかと、そういう面積は書かれていないのですか。

○学校施設設計画担当課長 これは後ろに抜粋でついています。要求水準書というのがあるのですけれども、この中で、図面でいきますと一番後ろです。この辺の形態・面積は前から変わっていない。そもそもこの添付図面自体が変わっていませんので。

○小島委員長 澤委員も、私も心配したのは、5,000㎡から4,000㎡に減って機能も大分落ちてしまうのではないかと。今のお話を聞いていると、当初から約ということで、なおかつ不測の共有部分とかそういうのも入れて約5,000㎡でしたが、実際の諸機能ではそんなに変わらなく4,000㎡でできるという理解でよろしいのですか。

○学校施設設計画担当課長 できるであろうと考えております。

○小島委員長 しかし、今後のPFI事業の進展によっては面積が増える部分もあるだろうし、逆に減少することもあるのかもしれませんが、一応予定としてはこういうことだと、そういうことでよろしいのですか。

この件の一番の関心事は、今、澤委員が指摘したその点だろうと思うのですけれども。この点も含めてほかに何かご質問ご意見ございますでしょうか。

○南條委員 港区の必要な部分に関しては絶対に確保していただきたいということですね。あとの細かいことはちょっとわかりませんので。

○小島委員長 気象庁というのは国土交通省の外局でしたか。

○教育政策担当課長 気象庁自体は、国土交通省に属します。国土交通省の設置法の中で、庁舎の整備については国土交通省が行うと規定されております。

○小島委員長 PFI事業に関連して、例えば今も言ったプラネタリウムのこととか、その他、今までその部分は港区が直接業者に、PFIに出すというような予定ではなかったのでしょうか。一括して1業者に全体のPFIでやるということですか。

○教育政策担当課長 先ほどご説明いたしましたように、建物だけは一体的に整備する必要がございますので、PFI事業として実施、維持管理、運営も含めてですけれども。ただし、教育センタ

一の諸設備、それから運営、ここの部分は私どもとしてはPFI事業者に任せるつもりはございませんので、その部分はPFI事業そのものから外して区が別途業者等を選定して、整備をするということになります。

○小島委員長 そうすると受委託契約の内容としては、建物の建設・維持、そういう庁舎運営等のPFIということによろしいのですか。

○教育政策担当課長 先ほどお示しました金額は、今、委員長ご指摘のとおり、建物自体の整備、それから、その後の維持管理、この部分だけに限定された金額とご理解いただければと思います。

○小島委員長 PFIについてですが、港区のものとしては21億くらいで、いずれかどこかの時点で港区のものになるわけですね。そして、その後10年間の維持管理として5億円をお支払いしますと。それで10年たった後の権利関係はどうなるのですか。

○学校施設計画担当課長 資料の2ページをご覧くださいと思います。4番を、先ほど教育政策担当課長が説明した部分でございますが、(3)の形態のところにBTOと書いてございまして、この注が下に書いてあるのですけれども、Bというのは建物を建てる部分、建設の部分ですね。Tは、いつの時期に権利移管をするか、それから最後のOというのは、オペレート、運用しますよという形です。本件の場合にはBTO方式ですので、立ち上がった後に所有権は気象庁と港区に移転されます。その後10年間はオペレートの部分だけでして、ビルの管理ですとか清掃ですとか、そういった部分を特定派遣会社に委託をします。そういう形になりますので、所有権自体は完成と同時に国と区が持つという形になります。

後ろ10年で切っているのは、大体10年たちますと建物の大規模修繕、メンテナンスが入りますので、そこから先にはさらにどこまで修繕するかという意思決定が入るということで、国土交通省の経験から、おおむね10年でビルの運営を一度切ろうということでございます。

○学校施設計画担当課長 建設を除いて10年、その段階で、恐らくそういった設備系ですとか大規模な修繕が入るものが過去多いということで、そこで一たん運営の方も切るということです。

○小島委員長 それが平成36年ですね。平成36年以降の国・気象庁と区との間の権利関係というか、共有関係というか、そういうものはどうなるのですか。

○学校施設計画担当課長 それはその時点で。

○小島委員長 また新たに決めると。

○学校施設計画担当課長 分離はできないと。

○小島委員長 そうですね。はい、わかりました。

○教育政策担当課長 このPFI事業終了後の建物の維持管理等につきましては、新たな業者に委託するのかどうかを含めまして検討した上で、決定することになります。

○教育長 1点目ですけれども、これから事業者と国と事業者の選定を行って、そして設計をしていくと、こういうわけですけれども、事業者が設計をしていくわけですけれども、設計をする際に、港区はどのような形でその設計に対して関与できるのか、関与していくのか、ここについてちょっと説明をしていただきたい。

○教育政策担当課長 その後につきましては、資料6ページの(5)でございますが、三者覚書と

というのがございます。これはPFI事業者が決まった後、港区と国とPFI事業者三者間で覚書を締結いたしますが、当然この中に、今教育長が指摘をされた部分が含まれるものと我々は理解しております。

いずれにしましても、港区の教育センターの部分につきましては、港区の考え方あるいは意向が十分に反映されたものでないと困りますので、当然のことながら普通の建物、施設建設の場合と同様に、この設計を請け負う事業者と港区、もちろんその中に気象庁も入ってくるとは思いますけれども、十分協議をして、我々が納得できる形で設計をしていただくと。また、そういうようにしていく必要があると、我々は考えてございます。

**○教育長** 2点目ですけれども、その際に、ぜひお願いをしたいのは、5,000㎡から4,000㎡に減じられたといっても、実質的にはそれほどの大きな違いはないと。ただ、使い勝手ということが非常に重要だと思います。地下2階に何かトイレみたいなのがあって、地下1階、そして地上1、2、3階と4,000㎡の持ち分のところに何回も階層がまたがるような、これはもう非常に動線からいっても、使い勝手からいっても問題が大きいわけですね。その辺の使い勝手というようなことも十分その中で考慮してやっていてもらいたいと、そう思いますので、よろしく願いしたいと思います。

**○教育政策担当課長** 今、教育長のご指摘された部分は、設計業者もさることながら、気象庁と十分調整をする中で、先ほどもお話しさせていただきましたように、港区にとって最もいい教育センターという形を求めていく必要があると思いますので、その辺はしっかり協議を進めていこうと思います。よろしく申し上げます。

**○小島委員長** 今の2点に関してですが、受委託契約の契約内容に教育長が今言ったようなことをきちっと取り入れたらどうなのですか。

**○教育政策担当課長** その部分につきましては、受委託契約書の中にそういった趣旨の文言を入れられるかどうか、これはちょっと国の方とも調整をさせていただきたいと思いますが、どちらにしましても、今回、受委託契約を結ぶ国土交通省の地方整備局の方は建物の設計、実際の工事設計ですね、基本的にはその部分を中心でございまして、建物の中身につきましては、基本的には庁舎として使う気象庁、それから、教育センターとして使う区、こちらの意向を十分反映させてもらう。その意味では、今回の受委託契約の中身に全く無関係とは言いませんが、むしろPFI事業者の中での設計、PFI事業者みずからが設計すればPFI事業者みずからになりますし、外部に設計を発注するというのであれば設計業者ですね、こちらとあと気象庁との協議調整、これが重要であると考えております。

**○小島委員長** 受委託契約によって、国土交通省ですか、国とPFIを行う業者との間で契約が結ばれていく。そこに区としては国に委託するわけですね。そうすると、そういう面では区とPFI業者が直接中身の設計云々という話し合いの場合は委託しているので、直接はないわけですから、受委託契約に伴う覚書みたいなもので、設計とかいろいろな、先ほど教育長が言ったような点についてPFI業者を縛ることはできないのですか。

**○教育政策担当課長** 今、委員長がご指摘された点につきましては、まさに我々としても国が選定

したPFI事業者と直接コンタクトをとれないような状況になっては困りますので、それはあり得ない話だと認識しております。

一方、それをどうやって担保するのだという話になりますが、6ページの(5)三者覚書、これがそれを担保する手段です。港区、国、事業者、この三者で取り交わす覚書の中で、先ほど教育長が言われたような、こういったものについての覚書の中身として盛り込めれば盛り込みますし、それでなくても、当然この事業を進める上に当たって、言ってみれば発注者の意向を聞かないということはあり得ませんので、今後手続きを進める上で十分配慮してまいります。

○小島委員長 はい、わかりました。

ほかに何か。

○澤委員 その辺が非常に重要なことで、建物、部屋の面積とか、そういうのはもちろん大枠として大事なわけですが。私どもも2回ぐらい研究室の移動、引っ越しというのがあったときに、やはり大枠はこれしかないけれども、例えば、つばさ教室であれば、つばさ教室の先生方に、我々の研究室なんかだとコンセントの位置ですらいくつあって、どこにあったらいいのかとか、そういうことがきちっと詳細にわたって行き届かないと、入ってから、何だ、使い勝手が悪いではないかというようなことになるので、その辺の教育委員会の体制としては、どうなのでしょう。

○教育政策担当課長 資料の最後、7ページをご覧ください。

一部しか表にしていなくて恐縮ですが、一番最後にPFI事業に含まないもの、特に新しいところで体験学習センターを殊さら取り上げているのですが、この運営、もちろんこの中にはどういった設備整備が必要かも含みますけれども、そこにありますとおり、現職の教員等を含む作業チームを編成いたしまして、具体的に詰めていきます。

また、少し戻っていただいて、4ページをご覧くださいと思いますが、今後の予定の中で実際に民間事業者が決まるのが今年の12月でございます。それ以降2月の三者覚書、ここまでの間に区として新教育センターの機能を精査するために、どういった設備が必要であるか、どういった部屋割りといいますか、構成が必要であるか、理想であるかといったような部分まで含めて、ある程度具体的な形を私どもの方で固めまして、それを設計事業者等にぶつける、あるいは気象庁にぶつけることによって調整を図っていくという考えです。

○澤委員 その際に、教育センターであれば、いろいろなOBの校長先生方等とか、つばさ教室であれば現実教えられている先生とか、事務の方もいるでしょうし、その辺の現場の意見をぜひとも慎重に酌み取って、いいものをつくっていただく。同じお金をかけるのでも、そこに配慮が行き届いているか、行き届いていないかで全然できた後の使い勝手はがらっと変わってしまうので。なかなか大変な事業ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○小島委員長 そちら辺は何か委員会だか、名前は別ですが、設置しているでしょう。

○教育政策担当課長 先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、7ページに示している作業チームですね。名称はともかく内部の検討するチーム、あるいはプロジェクトの中で、澤委員ご指摘の現職の校長先生とつばさ教室の運営等に携わっている方の意見等も十分吸収しながら、よりいいものにしていきたいと考えます。

○小島委員長 ほかに何か。

○学校施設計画担当課長 5ページの図をご覧になっていただきたいのですが、PFI事業と聞きますと、何かやたら複雑な事業と思われがちですが、確かに手続ですとか、お金の支払い、契約、そういったものは一般と全く違いますけれども、先ほど来、教育委員の方々がいろいろご心配になっているのを、この図をもって説明しますと、港区が単独事業でやれば港区と書いてある部分にいるのが教育委員会です、国と書いてある部分、国土交通省ですけれども、ここには施設課が入るのです。施設課が入りまして、右側の選定事業者で設計、建設、監理、維持管理、運営というのが一緒になっていますが、これをそれぞれ分割して発注するというのが一般のやり方です。

何が変わってくるのかというと、ばらばらに発注するものが一つにまとまって事業効率を上げて値段を下げるということです。施設課の行う事業を関東地方整備局が行うということで、港区の教育委員会がやることは基本的には変わらない。先ほど澤委員がおっしゃったコンセンツの位置はどうするですとか、照明はどこにつける、スイッチはどこにつけるというのは、これは施設課とやるのと同じように関東地整の設計部隊と打ち合わせをしながら進めていきますので、実際に物をつくる作業というのは相手がだれであれ、そんなに特殊なことをやるわけではないです。施設課と打ち合わせをしながらつくっていた部分が関東地方整備局の管理監督をやるチームと打ち合わせをしながらつくっていくという形になっているだけです。特段PFI事業をやるので、変なところを縛られてしまって身動きがとれないことになるのかというと、そこまで自由がないわけではないです。普通と違うのは、施設課とやる部分が関東地方整備局になったと、この違いだけです。職務としては同じです。

○小島委員長 たまたま指摘されたので。この図の⑤の港区維持管理等委託契約という、これは何でしょうか。

○教育政策担当課長 この部分は建物が完成をして引き渡しを受けた後、建物の維持管理、この部分についての契約です。

○小島委員長 ほかによろしいですか。この案件だけで、50分が過ぎましたが、ほかの案件との関係もあるので。おおよそよろしいですか。

それでは、質問ご意見等はこれで終わらせていただいて、議案第25号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第25号については原案どおり可決ということで決定いたしました。

## 2 議案第26号 ちゅう房機器の購入について

○小島委員長 続きまして、同じく平成21年第2回港区議会定例会提出予定案件で、議案第26号のちゅう房機器の購入について。学務課長、お願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。ちゅう房機器の購入についてでございます。

本件は、三田中学校、高陵中学校の校舎改築に伴い、給食室のちゅう房機器を購入するものでございます。第2回定例会での議決を必要とする案件になりますので、教育委員会で審議いただくものでございます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきます。

まず、契約方法についてでございますが、本件は指名競争入札になります。仮契約事業者をまず決定いたします。この日程が、5月14日が開札予定になっておりまして、この段階で仮契約事業者と仮契約締結後、6月開会予定の平成21年第2回定例会での議決を経て本契約を締結すると、そういった予定になってございます。

購入するちゅう房機器の内訳についてでございますが、資料の方に記載してございます。三田中学校が66点、資料を1枚おめくりいただきまして、高陵中学校が83点でございます。両校とも提供可能な食数は400から500食を予定してございます。

給食室の広さについてですけれども、三田中学校がおおよそ225㎡。高陵中学校がおおよそ315㎡。高陵中学は電化ちゅう房、三田中学はガスちゅう房というところが両校の違いになってございます。

学校の移転の日程についてでございます。資料を1枚おめくりください。

三田中学校につきましては、新校舎の竣工が今年10月31日の土曜日、ちゅう房機器の予定納入期限ですけれども、接続工事等に関係するものについては10月31日、接続工事等に関係しないもの、こういったものは12月28日までを予定としてございます。新校舎の引っ越しは平成21年11月初旬、引っ越し作業は21年12月26日から28日。冬休み期間になります。新校舎での授業開始は3学期から、平成22年1月8日、金曜日を予定してございます。したがって、給食関係については通常どおりということで予定してございます。

高陵中学校についてですけれども、こちらの方は、新校舎の竣工予定が平成21年12月18日。厨房機器の予定納入期限は、接続工事等に関係するものにつきましては12月18日。接続工事等に関係しないものは1月29日。新校舎の引っ越しは平成21年12月下旬。引っ越し作業は、平成22年1月30日と31日、2日間予定してございます。新校舎の授業開始は平成22年2月1日でございます。給食関係では、仮設校舎の給食終了は平成22年1月29日。新校舎での給食開始については2月4日。したがって、現段階では2月1日から3日までの3日間を給食の休止ということで考えてございます。この辺の給食については、今後、学校とも詰めた上で決定していくと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 指名競争入札と言いましたけれども、方式は。

○学務課長 はい、指名競争入札です。

○澤委員 各ちゅう房の機器のメーカーはいくつか知っているかと思うのですが、こういうのを一括して納める業者というのはどのような業者ですか。例ですけれども、ここに注文するというわけ

ではなくて。

○学務課長 比較的やはりこの規模のものを納入できる業者というのは、大手の企業になります。これまでの実績ですけれども、例えばメーカーになりますけれども、日本調理機ですとか、そういった業者がこれまで……。

○澤委員 メーカーですか、日本調理機というのは。

○学務課長 メーカーでもあり、取扱店でもあります。

○半田委員 こういう新しく買ったなべかまというのは、すぐに使用するよりも何回か使用したの方が良いと思います。本当に料理する前に何回か使ってみて試運転みたいなことというのはしないのですか。

○学務課長 現在、こちらの中学校は委託業者によって運営をしてもらっているところですが、新しい機器が入って、いきなりそれを給食のスタートと同時に使うということは、ありません。

ただ、納入の時期によって、場合によってはぎりぎりというのも出てくるかと思えますけれども、現段階では接続を予定している、工事とともに納品するものは早い時期での納品を予定してございますので、試運転等については可能かと思っております。

○小島委員長 今まで使っていた古いもので入れかえになるのでしょうか、それはみんな廃棄処分になるのですか。

○学務課長 通常、学校の建てかえをすると、竣工して、引っ越しをした後に内覧会というものをやっております。ほかの学校の方から見にきていただいて、欲しいものに札を貼るなりして、持って行っていただくということをしておりますので、今回についてもそれはできるものと思っております。

○小島委員長 もったいないというか、区の公立学校でお互いに融通し合うという制度がありましたよね。そういうのにかけるのですか。

○学務課長 これはそういう制度ではなくて、内覧会ということで、来てもらって欲しいものを持って行ってもらうというものです。

○小島委員長 この購入するものは学校側からもこういう希望が入るのですか。

○学務課長 標準的なものというのは当然今使っているものを使いますので、それをベースにして考えるのですが、あとは学校と調整しながら物を決めていくという流れです。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、議案第26号について原案どおり可決ということに異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第26号については原案どおり可決決定いたしました。

### 第3 教育長報告事項

#### 1 田町駅東口北地区公共公益施設基本計画について

○小島委員長 続きまして、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず1番目、田町駅東口北地区公共公益施設基本計画について。生涯学習推進課長、お願いいた



します。

**○生涯学習推進課長** それでは、資料ナンバー1をご覧ください。田町駅東口北地区公共公益施設基本計画について報告を申し上げます。このたび田町駅東口地区公共公益施設基本計画がまとまりましたので、ご報告を申し上げます。

この基本計画につきましては、来る5月21日、木曜日に、この複合施設の建設にかかわる区民参画組織の分科会の全体が集まりまして、そこでの説明会が予定されております。それに先立ちまして、本日、教育委員会にご報告するものでございます。スポーツセンターの改築に関しましては、昨年6月の教育委員会臨時会において基本構想についてご報告を申し上げてございます。本日は、その基本構想をもとに施設配置、施設規模等の概要をまとめた基本計画がまとまりましたので、ご報告をするものでございます。

なお、本日間に合わないと思ひまして、抜粋で資料をご用意しましたが、納品が何とか間に合いましたので、こちらが本物でございます。ただ、資料を抜粋で抜いてありますので、使いやすいので、本日は、事前にご配布しましたものを使わせていただき、ご説明をさせていただきます。

まず、敷地条件でございます。2ページをご覧ください。

2枚めくっていただきまして、2ページでございます。JR田町駅東口から、線路沿いに浜松町駅の方面に約400メートルほど歩いたところがございます、東京ガス株式会社用地が計画地となっております。敷地面積は約3万2,000㎡です。建設概要ですが、地下1階、地上8階、建設面積1万1,500㎡、延べ床面積6万355㎡を予定してございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

1枚めくっていただきますと、13ページ。こちらが施設の断面構成になってございます。三つの建物が構成をされておまして、文化芸術ホール、スポーツセンターのサブアリーナ棟、それからスポーツセンターのアリーナ棟の三つで構成されてございます。

39ページをご覧ください。

どのように配置をされるかということですが、線路に沿いまして、文化芸術ホール、スポーツセンターサブアリーナ、スポーツセンターのアリーナという形で並んでございます。それで線路より遠いところに医療施設、そして都市公園を配置する予定になってございます。

それでは、25ページにお戻りください。

スポーツセンターでございますけれども、配置は3階から8階までの配置となっております。そして、面積でございますけれども、延べ床面積が1万8,979㎡を予定してございます。3階にはプールとトレーニングパーク等が配置をされてございます。4階がプールの屋上と、それから武道場等が配置されてございます。5階はサブアリーナとアリーナ、6階がその天井部分でございます。8階にバドミントン、卓球等ができる施設が配置される予定でございます。

それで、この施設でございますけれども、コンセプトですが、基本方針のところで規定をされてございますが、「スポーツをする、スポーツを見る、スポーツを支える」ということで、そういったものを実現することでの、区内で随一のスポーツ総合施設としての機能を持つというようなコンセプトで基本計画ができてございます。

55ページをご覧ください。

工程計画でございます。今後、基本設計、施設の骨格を絵にする作業を平成21年5月から11月にかけて行います。また、実施設計、骨格をもとに詳細部に落とししていく作業を平成21年12月から平成22年9月にかけて行います。その後、平成23年の5月から平成25年の3月までが工事の予定となっております。また、平成25年度の下のところには現スポーツセンタープール棟改修工事という日程がございますけれども、新スポーツセンターが完成した後、現プール棟につきましては使用する必要がなくなります。新しい施設であるということで、ここを有効利用するというような方向性が出ておまして、保育施設で運用するというような計画になってございます。

保育施設の部分でございますけれども、43ページをご覧ください。改修前のスポーツ施設ということで、1階、2階、4階と書かれてございますが、改修後につきましては、1階、2階、4階を保育園、それから3階部分につきまして、まだ詳細な計画ではございませんが、子育て支援施設を配置するという予定になっております。

以上、田町駅東口北地区公共公益施設の基本計画についてご報告を申し上げます。

○小島委員長 それでは、ただいまの生涯学習推進課長の報告に対して何かご質問ございますでしょうか。

田町駅東口北地区の再開発ですが、教育委員会としても大分前から何度も説明を受け、質疑しているところですが、本日その詳細が決まったということで、よく理解できましたけれども、何かご質問ございますか。

○澤委員 土壌改善とか何かやっていましたよね。あれはもう無事に終わって。

○生涯学習推進課長 まだやっております。

○澤委員 まだしばらくですか。

○生涯学習推進課長 はい、続けております。それが終わりました段階で、ちょうど設計が終わって工事に入れるような、そういう段取りに。

○澤委員 それも先ほどスポーツセンターの計画の、25ページ、床面積ですか、1万1,000㎡。

○生涯学習推進課長 1万8,000㎡。この基本計画の資料1のところにはスポーツセンター概要ということで、1枚つけさせていただいておりますが、そのところにスポーツセンターの中身ということでまとめたものをつけてございます。それで延べ床面積は1万8,979㎡を予定しています。これの資料の頭に。

○南條委員 音楽ホールの、これは、平米数はわかるのですが、おおよそ定員は何名ですか。音楽ホール。

○生涯学習推進課長 音楽ホールにつきましては、ちょっとお待ちください。

○南條委員 演劇ホールも含めまして、おおよその定員数を。平米数は出てくるのですが。あ、わかった。500席だ。利用人数等のところに入っていました。すみません。失礼しました。500規模という一番大きいですね。施設の中では。

○生涯学習推進課長 赤坂の区民ホールが、400席でございます、今、一番大きい。それより

100席多い。

○南條委員 港区にこういうホールができることは大したことです。

○小島委員長 ここに保育施設とか、文化施設、全て生涯学習推進課が管理する建物ということでしたか。

○生涯学習推進課長 いえ、違います。それぞれ所管課がございまして、私どもはスポーツセンターを所管しています。

○澤委員 さっきの教育センターの話に関連しますけれども、しかも大竹課長の資料の後ろの方に各スポーツ分科会のいろいろな要望が出ていますね。そういったことをこれからの設計に、できるものはほとんど反映していくと、そういうことになるのですか。

○生涯学習推進課長 こちらにいただいている要望は、基本計画に反映できるものは、全て反映させていただいております。

○澤委員 なるほど。区民の皆さんから、利用者からいただいたご意見は、もう既に基本計画の中に最初から取り込んであるということ。1万8,000㎡、約1万9,000㎡ですけれども、今より広がるのですか。

○生涯学習推進課長 資料がございまして、ちょっとお待ちください。敷地面積、現在が延べ床、ほぼ同様、若干ちょっと少なくなるのではないかと。

○澤委員 そうですか。面積としてはほとんど同程度。

○生涯学習推進課長 はい、同程度。

○教育長 附属施設等のところがかかなりあるので、そういう意味で減るということで、実際のメインアリーナだとかサブアリーナだとか、そういうのは一つ一つ、武道場も含めて大きさは今までよりも大きいものができているのです。

○生涯学習推進課長 国内のいろいろな大会も誘致できるような、そういった設備を整えるということで、これまでの設備に比べますと、格段ということになるかと。

○小島委員長 1枚目のコンセプトのところ、区内で随一の総合施設と書いていますが、この随一というのはどういう思いが込められているのですか。

○生涯学習推進課長 スポーツ施設としては一番という、誇れるという、そういうコンセプトなのですけれども。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○教育長 先ほどの面積のところですが、6ページに既存の、今の施設の概要というのがある、こっちの大きな方で見ていただくとわかるのですけれども。これの6ページを見ていただくと、今の現況が出ています。1万9,381.52㎡、延べ床面積ですが、ここの一覧ずっと見ていったときの、この区施設等のところの駐車場というのは、2,039㎡、これも全部含まれて、スポーツセンターは、あそこは単独ですので、そういう意味でこういう1万9,000いくつになっているわけで、そういう意味では今までのこれからつくるものは、これ以上のものはメインアリーナなんか全部含めて違うわけです。

○澤委員 港区としては文化スポーツの拠点という、そういう施設ですね。消防団もとったのです

ね。1階に消防団がある。南條委員が要求したのでは。

○小島委員長 文化芸術を守る……。

○半田委員 この名称は、また新たに考えられるのですか。

○生涯学習推進課長 名称につきましては、施設ができましたときに、条例上、名称を定めることになろうかと思えますけれども、現在は新スポーツセンターという形で、計画上はそういう形になってございます。名称については特に予定しているわけではございません。

○南條委員 区民から広く公募をかけるとか、応募等をとるとか、そういうことも、これから考えられるのですか。

○生涯学習推進課長 この間、生涯学習でいろいろなスポーツ施設をつくりましたときに、愛称について区民に広く公募し、応募していただいて名前をつけているというものもございまして、そういう例を参考にさせていただきます。

○小島委員長 あくまで愛称でしょう。

○南條委員 愛称ですね。

○半田委員 スポーツだけではなくて、文化だったり、すばらしい施設があるということで、何か名前からそれをイメージできるような名称があるといいと思っていますので、ぜひ……。

○生涯学習推進課長 所管の方に伝えてまいります。

○小島委員長 質問の方は、この程度でよろしいですか。

○澤委員 抜粋の39ページでもいいのですけれども、新たに都市公園が——都市公園という意味がちょっとよくわからないのですけれども、中身が。公園ができますよね。もともとモノレールの下にも公園があって、今度、今の現存のスポーツセンターで、この下側、現のプール棟が保育施設になるというのを今、説明を聞いたのですけれども、後はどうなのですか。ここの敷地のところは。今の計画では。

○小島委員長 後という意味は。現在のスポーツセンターの跡地という意味ですか。どこか民間企業も入って計画している。

○澤委員 駅前開発。

○小島委員長 ただ、保育施設を残すということは、一部区有地を残すのかしら。前は東京ガスから買うなり交換なりで、現在のところは手放すというような説明を聞いていたような気がします。

○澤委員 芝浦小学校も移ります。そこまでは田町駅の東口の再開発、その中にね。はい、わかりました。

○小島委員長 生涯学習推進課の担当対象ではない。

○澤委員 この辺が一体化して、港区を代表するような地域になるとすれば、その辺も気になります。

○小島委員長 それはまたの機会にさせていただきます。

## 2 芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の開設期間変更について

○小島委員長 続きまして2番目の芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の開設期間変

更について。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

芝公園多目的運動場（アクアフィールド芝公園）の開設期間の変更について、ご報告を申し上げます。

現在、アクアフィールド芝公園につきましては、7月1日から9月15日までを屋外プールとして、それから年末年始を除きまして、9月26日から翌年6月15日までをフットサルができる多目的運動場として使用期間を設定してございます。使用期間の設定につきましては、プールからフットサル場への衣替えの期間として10日間、フットサル場からプールへの衣がえ、移行期間として15日間を見込んだものとなっております。

このアクアフィールド芝公園の構造でございますけれども、プールの床部分が二重構造となっております。上層部分の稼働床をせり上げ、そこに人工芝を張ることによってフットサル場としております。この稼働床が今回、損傷していることが判明したため、臨時的にフットサル場開設期間を8日間短くし、フットサル場からプールへの移行期間を長くとることにより、補修工事の期間を確保するものでございます。

資料の2をご覧くださいますと、変更期間ですが、変更前、9月26日から6月15日をフットサル場開設期間とさせていただいておりましたが、変更後、開設期間を短くしまして6月7日までとし、変更理由につきましては、プール床部分が損傷していたため、補修工事を行い、プールへの十分な移行期間が必要となるためとさせていただいております。

利用者への周知方法でございますけれども、「広報みなと」、「キスポーツ」誌、それから館内ポスター、キスポーツ財団ホームページ等への掲載を検討してございます。

なお、この施設は平成18年に開設をしてございますけれども、最初の年は特に損傷はございませんでした。平成19年から平成20年にかけて、去年ですけれども、3カ所の損傷箇所が見つかってございます。今年度は現在、判明していただだけでも9カ所が、穴があいているということで、原因を今後特定する必要があるだろうと考えてございます。ただ、7月1日の屋外プール開設に向けて、詳細な調査というわけにはいきませんので、とりあえず今回、補修工事をさせていただいて、予算要求時に間にあるように調査をさせていただいて、対応していきたいと考えているところでございます。以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○南條委員 床に穴があいたと。どういう規模の穴だかわかりませんが、事故はなかったのですね。フットサルをやっています。

○生涯学習推進課長 今、写真もこちらにございますが、人工芝をはがしますと、下に穴があいているというような状態で、すんと落ちるような穴ではございませんで、亀裂が入って、とれてしまったというような形で、上を利用している方には特にけがとかはございません。

○小島委員長 フットサルをやるうえで、危険ということはないということですが、穴があいているという、すんとおっこちてしまうのではないかと。

○澤委員 それはプールの期間になると、穴があいた床の上に立つというような格好になるのです

か。

○生涯学習推進課長 その床をそのまま沈めて。

○澤委員 いや、だから、沈めるわけですけども、プールの中に人が立った場合ね。

○生涯学習推進課長 そうですね。その床の上に立つ。

○澤委員 穴があいた床の上に立つという、そういうことになるわけですか。

○生涯学習推進課長 そのままでは危ないので、そこをはがして別のものを。

○澤委員 もちろんそうですけどね。

○小島委員長 そこがもっと損傷してしまうと、プールというか、そのところがどうなってしまうのですか。もう少しひび割れが増えるとどうなるのですか。

○生涯学習推進課長 指定管理者である財団の方から、床の全面張りかえが必要ではないかというような意見をいただいております。ただ、それには余りにも時間がかかりますし、お金もかかりますので、今回は、損傷しているところの補修をしまいたいと思います。

○小島委員長 プールになったときは今のひび割れのところは底になるわけですか。

○生涯学習推進課長 二重底になっていまして、ここを持ち上げて、この下のところにポールが立つような形で、50メートルプールですけども、そこで132本のポールが立っているような形に。

○半田委員 水漏れはしないのですか。

○生涯学習推進課長 プールの底は、もう1枚底がございますので、水漏れはいたしません。

○南條委員 すのこみたいなイメージ。

○小島委員長 埼玉県でプールで大事故が起きた、そういう心配はないと。

○半田委員 ちょっと理解できないのですけれども、これが穴の部分。

○生涯学習推進課長 そうです。

○小島委員長 ひびが入っている。

○半田委員 かなりしっかりあいていますね。

○澤委員 こんなでっかい穴があいている。

○生涯学習推進課長 人工芝の下であいているような状態で、人工芝をあげないとわからない。私も詳細に見てはいないのですが、1枚の板ではないと思います。

○教育長 こういような、形はいろいろあるのですけれども、一つのブロックみたいなものを強化プラスチックみたいな、それが数珠つなぎにずっとつながっていて、もちろんすき間があいているのですが、すき間がなければ沈んだり浮いたりはできませんので、1枚の板でないと。そういうのが上に上がるのです。上がる時にポールがついていないと上下ができない、昇降式床の上にゴムを敷いて、そして人工芝をまいてある、上に。だから、フットサルですから、サッカーをやりながらやっているときに強度の問題で少し足りなかったのではないかというようなことがあるのだらうと思います。その辺も含めて改修をしながら、その強度でいいのかどうかも含めて、まだ3年ですか、フットサルをやって。ただ、大人が上からどんどんやったら、もしかするとそうなるのかもしれませんし、そしたら、もっとゴムを敷いた方がいいのか、それともその下にもっと厚目のゴ

ムを敷いて、人工芝をつくのがいいのか、その辺も含めて検討してもらいたいと思います。

○小島委員長 それでは、今、教育長が言ったような点を今後の検討課題とし、生涯学習推進課の方で注意していただきたいということで、よろしくお願いします。

### 3 オリンピックムーブメントの実績について

○小島委員長 続きましてオリンピックムーブメントの実績について。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 資料3をご覧ください。

前回、オリンピックムーブメントにつきまして、4月25日に実施をさせていただきました「ミニバスケットボールを楽しもう」の数字だけの実績を申し上げました。小学生123人が参加をして大変たくさんの方が集まったというご報告をさせていただきましたが、その内訳をご報告させていただきます。

参加人数(5)のところですけども、123名で、学年はこういった割合になってございます。初心者が約3分の1、経験者が3分の2というような形で、ほぼ区内の小学生でございましてけれども、若干区外の小学生たちも集まっております。また、区外の子どもたちは日常的に交流がある団体にお声をかけたものとのことです。

以上、実績報告でございます。

○小島委員長 オリンピックムーブメントということから、123名、大勢の子どもたちが集まってよかったと思います。

何かご質問なりありますか。よろしいですか。

### 4 生涯学習推進課の5月事業予定について

○小島委員長 では、続きまして、生涯学習推進課の5月事業予定について。この件につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料4をご覧くださいませよう、お願いいたします。

この件について、生涯学習推進課長の方で特に何か報告することはございますか。

○生涯学習推進課長 特にございません。

### 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 それでは、続きまして、生涯学習推進課の各事業別利用状況について。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料5をご覧くださいませよう、お願いいたします。

この件については、どうですか。何か特にご説明することはありますか。

○生涯学習推進課長 特にございません。

○小島委員長 はい、わかりました。

○澤委員 1ページ目がうちが管轄している放課GO→ということですか。

○生涯学習推進課長 そのとおりでございます。「みた」から「こうよう」までございますけれども、これが学童クラブ機能がついていない放課GO→でございます。

○澤委員 裏が学童クラブがついているということで、名称が放課GO→児童育成事業なのですね、うちのは。もう一つは、放課GO→児童健全育成事業という、何か、では、うちは健全ではないのかという。この名称がちょっと何かおかしいのではないかと。

○小島委員長 これは区別するためにこうなっているわけですか。

○生涯学習推進課長 そのとおりでございます。愛称につきましては、今、全部「放課GO→」となつてございますけれども、クラブつきの部分につきましては「放課GO→クラブ」というのが愛称となってきます。

○澤委員 単純な印象ですけれども。

○小島委員長 よろしいですか。

## 6 図書館・郷土資料館の4月行事实績と5月行事予定について

○小島委員長 それでは、続きまして、6番目、図書館・郷土資料館の4月行事实績と5月行事予定について。この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料6をご覧くださいませよう、お願いいたします。

図書・文化財課長、この件で何か特に報告することはございますでしょうか。

○図書・文化財課長 本日のところはご説明するものはございません。

○小島委員長 委員の方で何か質問はありますか。

○澤委員 ちょっと細かな話ですけれども、大分前から事業別でおはなし会とか、整理してまとめていただいているのですけれども、このブックスタートのところで、脚注で括弧内は当日以外の受付数というのが、わざわざ別に書いてある。何か意味があるのですか。

○図書・文化財課長 次の3ページを見ていただくと、ブックスタートは当日、1日だけ各館で予定しておりますけれども、一応20分ぐらい充てるので、3人という予定数として報告させていただいておりますが、当日来られなくて、ほかの日においでいただくとか、そういう方もかなりいらっしゃるということで、ここの統計上は1日で来た人だけの統計だとちょっと漏れがあるので、括弧内で他の日に来た人を足してトータル数値として。

○澤委員 トータル数が、例えば3人だけど、1人は別の日に来られてお話を。

○図書・文化財課長 一応それをわかるようにさせていただいております。

○小島委員長 ほかによろしいですか。

○澤委員 こういうのは揚げ足をとるような話になってしまうのだけど、平成21年4月の郷土資料館、実績表の内容のところ師弟文化財候補と書いてあるではないですか。

○図書・文化財課長 申し訳ありません。指定文化財候補の誤りです。

## 7 教科書採択について

○小島委員長 それでは、続いて7番目、教科書採択について。指導室長、お願いいたします。



○指導室長 お手元の資料7、大変恐縮ですが、ミスがございますので、差しかえをしていただきたいと思ひます。申しわけございませぬ。

平成21年度中学校教科書採択日程についてでございます。

区立小中学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第6号により教育委員会が採択することになっていませぬ。また、小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14号等によりまして、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められていませぬ。中学校で使用する教科用図書につきましては、前回、平成17年度に採択しましたので、4年後の本年度が採択年度となっております。ただ、平成24年度から新しい学習指導要領が始まらぬので、平成22年度、23年度につきましては、中学校の教科書は変わりませぬ。ただし、一部、社会科の歴史的分野につきましては、新しい教科書、検定を経た教科書がございますので、これにつきましては研究調査をしていただくという流れになっていませぬ。

お手元の資料7をご覧ください。

採択の方法につきましては、概要ですが、各中学校に全種の教科書について研究をしていただきます。ただ、教科書が変わっておりませぬので、先ほど申し上げましたとおり、社会科の歴史的分野以外は、基本的には現行の教科書を使って何か特にあればということ、昨年度の小学校と同じような形で簡易採択ということにしたいと思ひます。具体的には、調査研究委員会、教科別に委員会を設け、そこで各教科について特に何かあればということと、それから歴史的分野につきましては、新しい教科書につきまして研究調査をしていただきます。その後、その研究調査結果を選定研究委員会に上げまして、そこで保護者代表3名、校長会代表1名ほか、そこに書いてございませぬ各代表の方々によって、その研究調査した資料がふさわしいかどうか、適切かどうか協議を行っていただき、7月15日以降ですが、教育委員会に選定資料を提出し、7月28日、教育委員会で資料を配布させていただきますして、最終的に8月11日に教育委員会で採択をしていただくというような流れで日程を組ませていただきました。簡単ですが、以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございませぬでしょうか。

先ほどの平成24年から新しい教育課程に移行するので、平成22年、23年は歴史以外は教科書は変わらないということですが、調査研究はどの程度するのですか。先ほどの簡易採択がよくわからなかつたのですが、通常の場合と同じような調査、選定等の研究はするのですか。

○指導室長 歴史的分野以外につきましては、新しい教科書、検定された教科書がありませんので、同一の教科書を使用するというので、平成17年度に行つた採択の研究資料調査をもとに実際に使つてみて、学校現場の意見を聞きながら、基本的には同じものを使用していくということが原則ではないかと思つておらぬ。

ただ、歴史的分野につきましては、通常の場合と同様に項目様式を定めまして、それについて研究した調査資料を作成し、最終的に委員会にご報告をして、委員会で資料として参考にしていただくということになってございませぬ。

○小島委員長 わかりました。

○**教育長** 誤解をされると困るので、今、指導室長の説明にあった原則というのは特にないと。つまり教科書採択をすることは採択をするので、全教科、全種ですね。ですから、それはやるのですが、今言った社会科の歴史的分野以外の教科書は、新たに教科書が作成されていない。前回の採択のときに出てきた、検定を通過して出てきた教科書以外には変わったものはないのですね。歴史的教科書が新たに出てきた以外は。

ということはどういうことかということ、前回、研究調査をした内容については、我々も議論しながらそれを通してきたものですから、新たに学校現場あるいは研究選定の委員会等の意見をまた新たに聞きながら、その当時のような詳しいやり方をしなくても、それは我々が認めればそれでいいのではないかと。あくまでも教育委員が決定することですから、我々がそれでいいのではないかとということであれば、それでいいということになります。ただし、歴史的教科書については1社出てきていますので、これは新たに研究調査をしっかりと一からやらなきゃいけない。そして比較検討をしなければならんと、こういうことです。

○**澤委員** 基本的には、前回というか、小学校の場合と同じですよ。我々も、この場合だと平成17年度に慎重に審査して決めたいけれども、使ってみたらいろいろな意見があって、実は他の方がいいという、そういう意見が出る可能性もある。検討したらそっちの方がいい、あと2年間だけど、という話になれば教育長が言うように変わるという可能性はあるわけで。ただ、既に慎重に審査して、ほかの業者、教科書も変わっていないとすると、よほど理由がない限りはほかの教科書に移るということは、可能性としては少ないのではないかと。ただし、もう一度審査するという基本的な仕様は何も変わっていない。

○**教育長** それも全部我々が決めればよいということです。

○**小島委員長** 歴史教科書の1社新しくということですが、簡単に説明する用意はあるでしょうか。

○**指導室長** 出版社は自由社という名前でございます。内容的には、まだ実際5月の見本本が来ておりません。問い合わせたところ、まだ来ていないと。これから届くということですので、まだ手元がないので確認してございませんので、きちんとしたことは申し上げられません。

○**小島委員長** 抽象的で結構です。

○**指導室長** 扶桑社の歴史教科書の内容とほぼ似ていると言われております。あくまでも言われているというだけで、実際に見ていませんので、確かな情報とは言いがたいと思います。

○**小島委員長** これは当然、文部科学省の検定を通過しているのですか。

○**指導室長** 国の検定を通過していますので、教科書としてはきちんと認められたものです。

○**小島委員長** ほかに何かご質問ございますか。

○**半田委員** 自由社の教科書がふさわしいかどうかということは、今使っている教科書と比較するのでしょうか。それともほかにも何社か競合するものがあって、その中から今、我々が一番いいと思うものを決めるのでしょうか。

○**指導室長** 新しい採択のときには何社か出ていて、基本的には全ての教科書を調査しまして、それで比較検討して、1社に採択していただくのですが、先ほど申し上げたとおり、17年度にその議論の中から1社採択していただいておりますので、そこでの比較検討で結構かと思っております。

○小島委員長 では、よろしいですか。

#### 8 5月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、5月の指導室事業予定について。

この件については、資料の配布をもって報告といたしますので、後ほど資料8をご覧ください。

この点について何か指導室長、報告することはございますか。

○指導室長 特にございません。

○小島委員長 委員の方で何か質問ございますでしょうか。よろしいですか。

#### 9 平成20年度港区立幼稚園、小学校及び中学校卒業生等の進路状況について

○小島委員長 それでは、続きまして9番目、平成20年度港区立幼稚園、小学校及び中学校卒業生等の進路状況について。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 それでは、お手元の教育委員会資料ナンバー9をご覧ください。

上から幼稚園修了児の進路状況、それから小学校卒業生の進路状況、中学校という順に表をつくっております。

まず上の表でございますけれども、幼稚園修了児が公立小学校、私立小学校、その他の学校へ進学した幼児の数と割合をあらわしたものでございます。国立小学校へ進学した幼児は0.7%、公立小学校が区内は90.5%、区外が3.9%、私立小学校が区内・区外合わせて2.5%、その他2.5%、合計100%になってございます。平成19年度に比較しまして若干増と、区内の公立小学校へ進学した幼児の数は若干増ということになっております。

それから、小学校から中学校への進学ですが、国立中学校が1.2%、公立中学校へ区内公立中学校が54.1%、区外公立中学校が3.2%、私立中学校区内外合わせて36%、その他5.5%、合わせて100%でございます。平成19年度に比べまして増ということで、若干公立中学校へ行く傾向が出てきたのではないかとということでございます。

最後に中学校の卒業生の進路状況ですが、国立高校0.9%、都立高校が全日・定時・通信制合わせて42.4%、高専が国・都・私合わせて0.7%、それから私立高校が47.6%という状況でございます。そのほか合わせて100%ということでございます。

なお、進学を希望して未定という生徒が男子1名、女子2名おります。現在の状況ですが、現在は1名は転居し、サポート校へ進学したということでございます。それから、もう1名が私立の通信制に決定をしているという状況です。そしてもう1名、女子ですが、まだ進学先については未定という状況でございます。

以上簡単ですけれども。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 幼稚園から小学校、うちの小学校は0.3%強ということで、誤差なのか、そういう傾向があるのかわかりません。中学校は51.7%から2.4%ふえた。これは何か統計のとり方によって去年より減ったりなんかしていたような気がしたのですけれども、これは最終的なものです

か。

○指導室長 これは指導室がやっております進路状況調査ですので最終的なものだと思います。

○澤委員 これはすごくありがたい数値で。ただ、これは区内公立中学校の進学者が約500名ぐらいですよ。学区内・学区外で学区外が193人ということは、4割近くが区域外という、そういうことですかね。これは何かふえているのですか。選択希望制で。

○指導室長 学区外の方がふえて、学区内、選択した人の方が若干減っているということです。

○澤委員 ただ、いずれにしても4割近くが学区外ではないですか。そのように大きな数だったかと。

○小島委員長 公立の学区内と私立を含めてということですか。

○澤委員 いえいえ、公立の、要するに選択希望制をとって学区外に行っている子どもたちのパーセンテージという、そういう意味なのですが。

○小島委員長 パーセンテージは何%ぐらいでしたか。

○澤委員 40弱ぐらいですかね。これだと。

○小島委員長 314名と193名。

○澤委員 トータルすると500名ぐらいのうち193名なので、40%弱ぐらいが学区外に。そんなものですか、前から。

○指導室長 平成19年度、右側に数字があります。

○澤委員 平成19年度はそうなのですが、我々が選択希望制をとったところと比較して。

○指導室長 2割ぐらい。

○澤委員 選択希望制をとっても余り変わらなかったように思いましたが。

○指導室長 いえ、そんなことはないです。選択希望制をとる前は、中学校の方で2割程度、それから選択制になったら、やっぱりふえました。

○澤委員 ふえたのですけれども、そんなにふえたのかということですが。

○指導室長 一時は50%近くなっていました。それに比べたら少し減っていると。

○澤委員 いずれにしても、選択希望制が随分、活用されているといういい表現なのかよくわかりませんが。

○小島委員長 公立中学への進学が少しずつふえてきたという傾向はあるのでしょうか。景気変動も関係あるのかしら。若干公立中学への進学はふえつつありますよね。

○指導室長 その点については、一人一人の追跡調査をやっているわけではないので、何とも言えないところですが、港区の場合は、かねてから私立中学校や国立中学校へのそういった進学が多かったのです。4割以上ということで。そういう中で今、公立中学校への進学率が横ばいになってきた。前はどんどん高まっていたのだけれども、私立中学校の進学率が横ばいになってきた状態が何年か続いていて、そして今回少しそれが下がってくれたということは、景気の動向も踏まえて、一般的に言われている私学傾向がどんどん毎年上昇していますよという、これは港区だけではなくて近隣皆さんそうですけれども、それに比べれば横ばい、やや下がったということは、公立中学校への期待感、信頼感というのは高まっているのではないかと、そう思いたいと。

○澤委員 また何年間か傾向を、特に公立の中学校への進学率の傾向をデータとして出していただけると。

○指導室長 はい。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、私から1点、都立中学校が昨年1.2%で、今年1.2%で変わりはありませんが、都立中学校がない時点では、多分、都立中学校へ進んだ方たちは港区内の公立中学校へ進学したものだと思われま。そうした場合に、都立中学校へ行った生徒の小学校における成績は、どの程度でしたか。今日ということではなく、いずれかの段階でお知らせいただければと思います。

○澤委員 最近、インターネットで見たのかな、中高一貫校への人気がすごくあるようです。倍率が1.6倍とか。だから、そこへ入るために塾で指導しているような、そういうような傾向が出てきているということがちらっと書いてあった。今、都立は三つか四つあるのですか。

○小島委員長 大分ふえています。ゆゆしきことは、成績の良い生徒を沢山持っていかれたのでは。今後対抗策を考えなければいけない。

○澤委員 また大きな流れが出てきて。

○小島委員長 いいか悪いかわからないですね。

○澤委員 そういう進路がでできます。今はとりあえず定員が決まっているから。

○小島委員長 では、この程度でよろしいですか。

本日の案件は全て予定どおり終了しましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

○庶務課長 それでは、昨日でございますが、特別区の人事委員会から、期末・勤勉手当に関する特例措置に関して勧告が出ましたので、その対応について報告をさせていただきます。資料の「勧告」をご覧ください。

中ほどでございます。その前に人事院が国家公務員の一般職の職員に係る平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について勧告を行ったところであるという表現があります。これは国家公務員を対象にして、この6月に支給される期末・勤勉手当を0.2ヶ月分凍結するといった内容の勧告でございます。そういう状況を受けまして、特別区の人事委員会では、現下の社会情勢や国もしくは他団体、こういったところとの均衡を図る観点から、特別区の職員においても特例的な措置が必要であると判断をしたということで、結論といたしましては、その5行下の1でございます。平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数は、現行の条例の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数とするという形で、再任用職員以外の職員は、いわゆる私ども一般の常勤職員のことを意味してございますが、管理職以外の職員、管理職員、それぞれ期末・勤勉手当の支給月数が違いますけれども、この二つをトータルいたしますと、1.90ヶ月になります。実は現行、6月に支給されるべき手当は、期末・勤勉手当合わせて2.1ヶ月と条例でなっております。ということは、0.2ヶ月分の支給をやめるということでございます。

その辺のことを数字でわかりやすくしたのが参考資料、次のページでございます、これをご覧ください。管理職、管理職員以外の職員いずれも0.2ヶ月の凍結、それから再任用職員につきまし

ては、もともと支給される月数が少ないということもございまして、0.1ヶ月分凍結というような勧告になってございます。これを受けまして、任命権者がどうするかということ判断いたした上で、この勧告に沿った対応が必要であると判断された場合には、職員団体、いわゆる組合と協議をして、組合と合意の上で条例改正等の手続をすることになってございます。

当教育委員会にかかわる部分といたしましては、幼稚園教育職員の部分がございます。これにつきましては、後日、先ほどご説明いたしました職員団体等との協議が合意に、いわゆる妥結した段階でない次の段階に進めませんので、改めまして教育委員会にお諮りをさせていただくことになると考えてございますので、よろしくお願いいたします。報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 言葉の問題なのですけれども、凍結という意味は、状況が許せば、その分をまた支給できるという、そういうことなのですか。

○庶務課長 実は、この凍結という言葉は、国家公務員に対する人事院の勧告も、やはり凍結というっておりますが、その趣旨は恐らく、従来ですと、ご存じのように公務員の給料というのは民間を調査した上で民間との均衡の上に給与水準が定められております。しかし、今回の調査自体は非常に簡易的なもので、完全に調査した結果ではない。したがって、今の段階で、例えば0.2ヶ月削減をすとかいう形で勧告をするのは妥当ではないと。一方、新聞等でも盛んに言われておりますけれども、民間の夏のボーナスが非常に低くなるであろうということが容易に想像されるので、公務員だけが調査が終わっていないからといって従来の支給率で支給することは果して妥当なのかと、そういったことを考慮した上で、緊急で完全にカバーはされていないとはいえ、調べた限りでは、おおむね0.2ヶ月分に相当する金額を引き下げることによって民間との均衡が保てるであろうということです。それから凍結というのは、いずれ本格調査が終わった段階で、夏・冬合わせて年間の支給月数が出てくるので、その際に整理しましょうということではないかと思えます。

○澤委員 なるほど。そういう含みがある言葉。

○庶務課長 そうです。もう1点は、その制度があるがために、この夏のボーナスの段階で、ある程度調整をしておかないと冬の支給のボーナスで大幅に削減を余儀なくされる可能性があるということで、言ってみれば、そのバランスをある程度考慮した上で出されたものです。ただ、最終決定ではないので、凍結という言葉を使っていると考えております。

○小島委員長 ほかに何かご質問がございますか。庶務課長の説明で非常にわかりやすかったです。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

## 「閉 会」

○小島委員長 それでは、時間をオーバーして恐縮でございます。これをもって閉会といたします。次回は5月26日、火曜日、午前10時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

(午後12時07分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎